

保護司の活動支援

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える重要な役割を担っている。しかし、保護司は欠員状態にあり、また今後多くのベテラン保護司の退任が見込まれる。都は、保護司活動支援協議会での意見交換等を踏まえた活動支援に取り組むことにより、側面から保護司の確保に寄与していくことが期待される。

1 保護司とは

保護司は、社会的信望を有するなど一定の要件を備えた者のうちから（図1）法務大臣により委嘱を受け、保護観察官と協働して、犯罪や非行をした人に対する保護観察や犯罪予防等の更生保護活動に従事する無給・非常勤の国家公務員である（図2～3）。

委嘱は、全国50か所に設置されている各保護観察所からの推薦に基づいて行われる。

図1 保護司の要件

人格及び行動について、社会的信望を有すること。
職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
生活が安定していること。
健康で活動力を有すること。

図2 保護観察官と保護司の身分・特性等

	身分	特性等
保護観察官	国家公務員 (常勤)	全国の保護観察所に配置され、心理学、教育学、社会学、その他の専門的知識に基づいて、更生保護活動を行っている。全国に1041人(19年4月現在)。
保護司	国家公務員 (非常勤) 任期：2年(再任可、上限76歳未満) (法務大臣から委嘱された実質的に民間のボランティア)	地域社会から選ばれ社会的信望が厚く、民間人としての柔軟性を有し、それぞれの地域において更生保護活動を行っている。(自営業、議員、宗教家、主婦など様々な担い手) 全国に4万8427人(19年4月現在)。



図3 保護司の主な活動

保護観察

保護観察対象者と接触を保ち、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、家族関係や就学、就労など生活上の助言等を行い、立ち直りを助ける。

環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、スムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の相談、引受人との話し合い、就職の確保などを行い、必要な受入態勢を整える。

犯罪予防活動

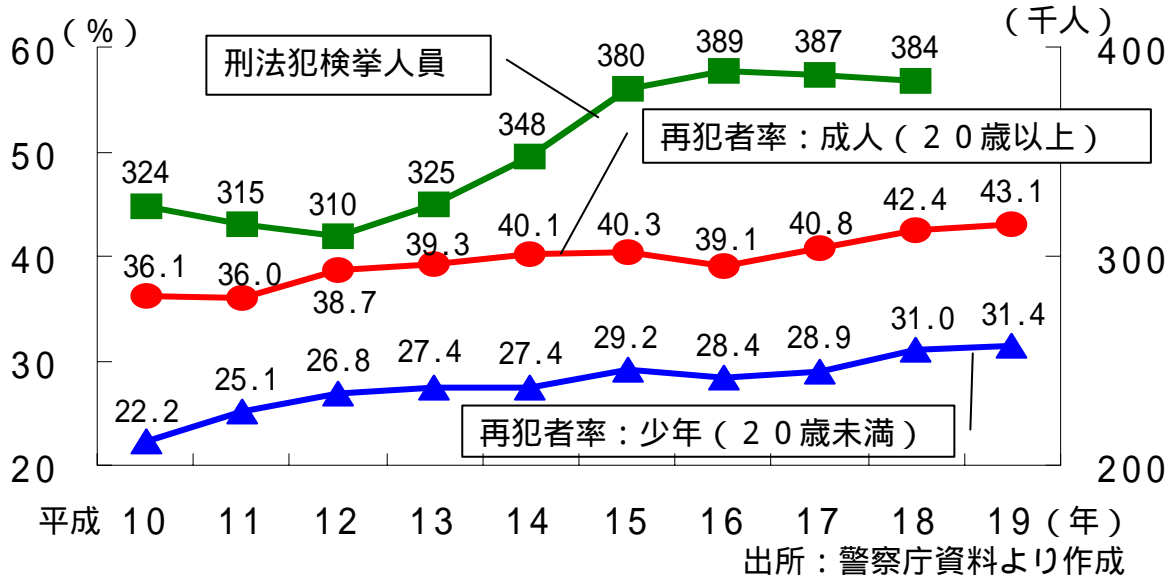
法務省が主催する「社会を明るくする運動」を中心になって実施するなど、犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発や地域社会の浄化に努める。

2 保護司をめぐる現状

(1) 再犯者率の増加等

過去10年間の全国の刑法犯検挙人員を見ると、平成16年の約39万人をピークに、17年から減少へ転じている。しかし、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は増加傾向にあり、19年上半期の再犯者率は、成人43.1%（過去10年間で1.2倍）、少年で31.4%（過去10年間で1.4倍）に上がっている（図4）。

図4 刑法犯検挙人員と再犯者率の推移（再犯者率は各年とも上半期）

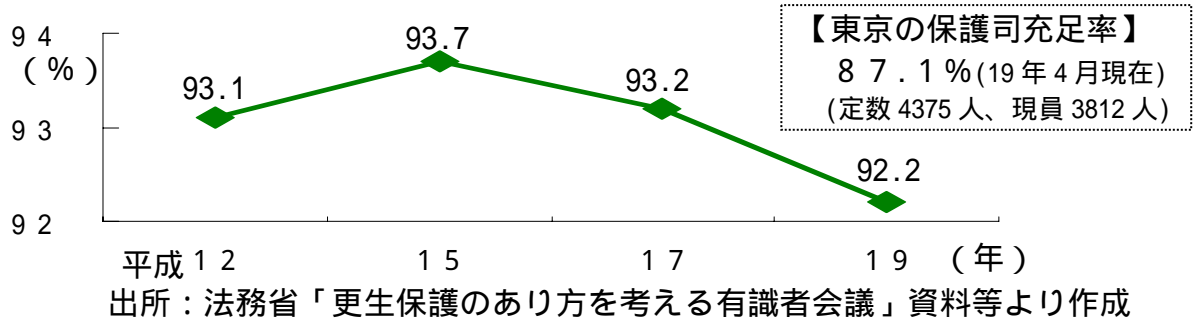


(2) 保護司の欠員・高齢化

活躍が期待される一方で、近年は保護司の充足率が低下している。定数5万2500人に対し、平成19年4月現在の現員は4万8427人、充足率92.2%となっている（図5）。また、保護司の再任の上限76歳未満に対し、平成19年4月時点の平均年齢は63歳であり、今後多くの退任者の発生が見込まれている。

平成17年1月時点では、保護司のうち23%が70歳以上。

図5 保護司充足率の推移（全国） 各年1月現在、平成19年は4月現在



(3) 保護司確保の実態

平成17年3月、(社)全国保護司連盟は、全国の保護司会会長に対して、保護司制度に関するアンケート調査を行った。この結果、保護司の確保に関して、「保護司個々の人脈活用」に頼っている状況や、「多忙で時間がない」などの理由により、適任者への依頼を断られるケースが多い実態などが明らかとなっている（図6～9）。

【保護司会】
全国約900(うち都内33)の保護区ごとに存在する保護司の組織。

図6 現在の人材確保策（複数回答）

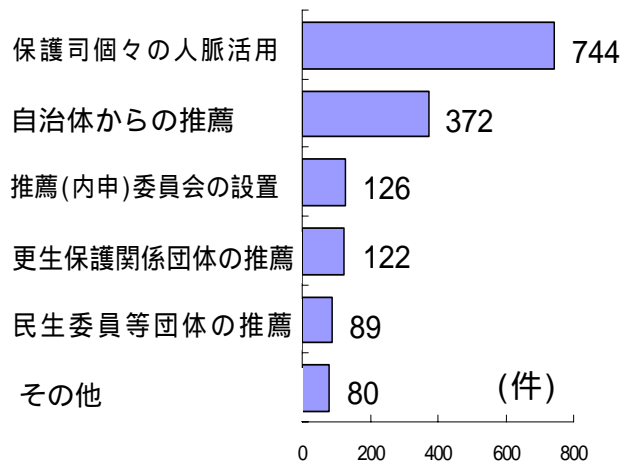


図7 依頼を断られた経験

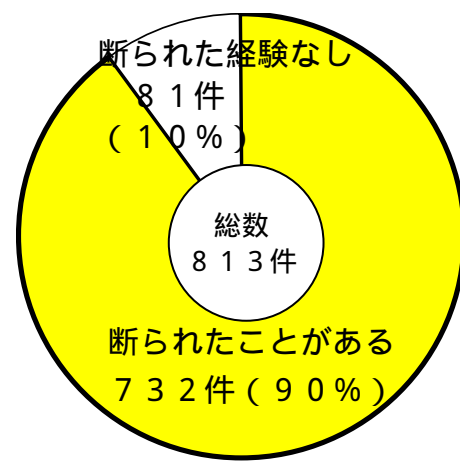


図8 断られた理由（複数回答:上位5つ）

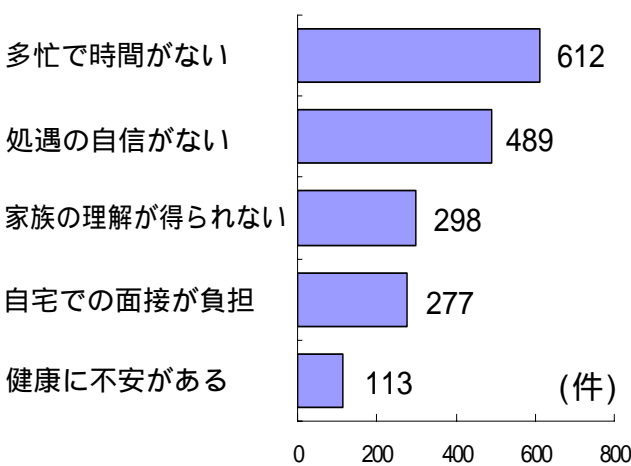
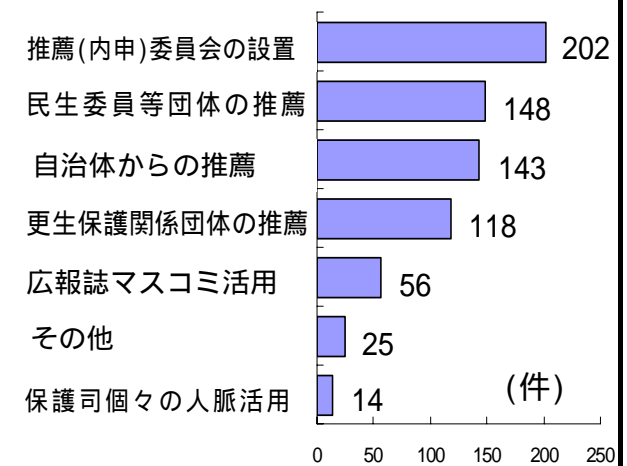


図9 今後導入したい人材確保策(複数回答)



出所：全国保護司連盟「保護司制度に関するアンケート（結果報告書）」より作成

3 国・都の取組

(1) 国の取組

「保護司候補者内申委員会」モデル地区事業の実施

法務省と全国保護司連盟は連携して、平成17年6月から町内会、自治会、民生委員など地域事情に詳しい地元有識者を委員とし、各委員のネットワークを活用して適任者を推薦する「保護司候補者内申委員会」を全国68の保護司会をモデル地区として試験設置した。この結果、17年6月から18年11月までの1年半の委嘱者は、15年6月からの1年半と比較して、118人増加した。19年8月からは、モデル地区を全国160地区へ拡大している。

更生保護法の制定

平成19年6月8日、従来の犯罪者予防更生法（保護観察処分少年、少年院仮退院者及び仮釈放者の保護観察等を規定）と執行猶予者保護観察法を整理統合した「更生保護法」が可決成立した（来春施行予定）。法では、保護観察官や保護司が保護観察対象者の生活実態把握を確実にできるよう、対象者に対して、呼出しや訪問に応じる義務や、生活実態について求められた場合には事実を申告し、又は関連する資料を提示するなどの義務を課すこととした。

更生保護活動サポートセンター（仮称）の設置

多くの保護司は、自宅に保護観察対象者を招き、生活状況などを聞き取る面接を行っているが、マンション世帯の増加などを背景に、従来の活動が困難な状況となっている。これを受け、法務省では、平成20年度より、全国70か所の公共施設に対象者との面接場所となる「更生保護活動サポートセンター（仮称）」を設置すべく予算要求中である。役所や福祉事務所など地域の公共施設の一室を利用（保護司1名が常駐）して面接の場が確保されることで、保護司の負担軽減が図られると同時に、保護司の活動に対する住民の理解が深まるものと期待されている。



（2）都の取組

保護司活動支援協議会の設置

平成18年10月、東京都青少年問題協議会は、少年院等を出た子どもたちの立ち直りを地域で支援するための方策について答申を行った。答申には、地域で中核となる保護司への支援策として協議会の設置が盛り込まれている。

【答申における保護司の支援に関する内容（抜粋）】

地域における更生保護の活動の中核である保護司が非常勤の国家公務員で、その活動も国の行政に係る活動として行われているため、これまで保護司と都との連携が十分ではなかった。

都の各機関をはじめとする関係機関、団体が参加し、保護司の活動を支援するためのネットワークとなる協議会を早期に設置するべきである。

答申を受けて、都は19年4月、関係各局（青少年・治安対策本部、福祉保健局、産業労働局、教育庁、警視庁）、法務省、東京都保護司会連合会で構成する「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」を設立した。

協議会における、保護司との率直な意見交換等を通じて、相互に情報や問題意識を共有し、保護司が日々の活動の中で直面する課題の解決を支援していく。

少年支援ガイドブックの作成・配布

協議会での意見交換を踏まえ、都は19年8月、保護司の更生保護活動に資するため、就学、就労、福祉等に関する都の施設や事業等をまとめた「少年支援ガイドブック2007（保護司用）」を作成し、都内の保護司を中心に配布した。



4 今後の課題

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える非常に重要な役割を果たしている。欠員状態に加え、今後、多くのベテラン保護司の退任が見込まれるなか、国による候補者内申委員会の全国的な本格実施など、人材確保のための仕組みを早期に構築するとともに、活動の場の整備などの支援にも積極的に取り組んでいく必要がある。

都においても、保護司活動支援協議会における意見交換等を踏まえた活動支援に取り組むことにより、側面から保護司の確保に寄与していくことが期待される。